

支援チーム規程 (STR)

[NP] その規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは規則 60.1(a)を変更している。

[SP] レース委員会が審問なしに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。これは規則 63.1 及び付則 A5 を変更している。当該委員会はその規則の違反を抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定される。

1. 支援者がレース海面付近で乗船した艇は、本規定を適用する。ペナルティーは、乗船している支援者が関係するチームへ行うものとする。
2. [SP] 支援者艇は、次の条件を満たす場合のみ使用が認められる。
 - (1) 使用施設に施設利用手続きを済ませていること。
 - (2) 支援者艇は、主催者が指定するグループLINEに登録をするとともに、毎日乗船する代表者の電話番号を登録しなければならない。LINEへの登録にあたっては、別途指示するニックネームのルールを順守し、守られていないものは削除する。
 - (3) 支援者艇は、海上にいる間は、常時登録したLINEが確認できる状態にしていると共に登録した代表者の電話に出られるようにしなければならない。
 - (4) 支援者艇が乗員の乗降、機材の積込み、積下ろしのために一時的に大会が開催されるハーバーに入港する場合でも所定の手続きを行い、使用料を支払わなければならない。
3. 支援者艇には、主催者より無線機が貸与され、海上にいる間は、常時受信すると共に、自身の支援者艇がコールされた場合は、通信に応じなければならない。なお、自分たちで同等の無線機を準備できる場合は貸与しない。
無線機の種類は「デジタル簡易無線（登録局）」である。
4. 貸与した無線機を過失により紛失、破損させ場合は、修理費もしくは同等の物を新たに購入できるだけの弁償をしなければならない。
5. [NP] [DP] 支援者艇は、レース委員会艇およびレース艇の付近では低速で航行するなど安全に努めなければならない。
6. [NP] [DP] 支援者艇は、レース中の艇に引き波の影響を与えてはならない。
7. [NP] [DP] 支援者艇は、レース委員会艇にオレンジ旗が掲揚されている間もしくはオレンジ旗が掲揚されてからレースが終了するまで、またはレース委員会がレースの延期あるいはレースの中止の信号を発するまで、選手がレースで帆走するであろうエリアに入ってはならない。スタート、フィニッシュ付近は、そのエリアの200m以内とする。
8. [DP] 支援者艇は、レース委員会、プロテスト委員会またはテクニカル委員会から、コース・エリアからさらに離れるよう指示された場合、直ちに従わなければならない。
9. 規則37を以下の様に変更をする。レース委員会が音響1声とともに、V旗を掲揚した場合、支援者艇はレースをしているエリアを含む全てのエリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。ただし、支援者艇は艇に対して救助活動を除いた援助を与えてはならない。本規定9項が適用された場合、本規定5項、本規定6項、本規定7項は適用されない。
10. 支援チーム規定のペナルティーは、関係チーム全艇のその日の最初のレースに+3点を課す。

以 上